

○農林水産省告示第六百四十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百九条及び第百十二条第二項第一号の規定に基づき、同令第百九条及び第百十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百九条の農林水産大臣が定める金額は、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百四十一条第一項に規定する包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時において現に飼養する家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額とし、規則第四十九条第二項に規定する個別共済関係にあつては五十万円とする。

2 疾病傷害共済の支払限度額（法第百四十三条第二項の支払限度額をいう。以下同じ。）を同条第四項の規定により増額する場合における規則第百十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（その金額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

一 規則第百十二条第一項第一号に掲げる家畜の異動（以下「増額異動」という。）後において現に飼養

する家畜の価額の合計金額から、当該増額異動までの間における最も高い引受価額を差し引いて得た金額

二 増額異動後の引受頭数に五十万円を乗じて得た金額から、当該増額異動前の引受価額を差し引いて得た金額

3 疾病傷害共済の支払限度額を法第一百四十三条第四項の規定により減額する場合における規則第一百二十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 規則第一百二十二条第一項第二号に掲げる家畜の異動（以下「減額異動」という。）に係る家畜の頭数が、当該減額異動前の引受頭数から当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数を差し引いて得た頭数を超えない場合にあつては、当該減額異動に係る家畜の価額の合計金額

二 減額異動に係る家畜の頭数が、当該減額異動前の引受頭数から当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数を差し引いて得た頭数を超える場合にあつては、当該減額異動前の引受価額から、当該減額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額（その合計金額が、当該家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）を差し引いて得た金額

4 第二項第二号及び前項の「引受頭数」とは、次に掲げる頭数をいう。

一 共済掛金期間開始の時にあつては、その時において現に飼養する家畜の頭数

二 増額異動後にあつては、当該増額異動前の引受頭数に、次に掲げる頭数のうちいずれか少ない頭数を加えて得た頭数

イ 当該増額異動に係る家畜の頭数

ロ 当該増額異動後において現に飼養する家畜の頭数から、当該増額異動までの間における最も多い引受頭数を差し引いて得た頭数（その頭数が零を下回る場合にあつては、零）

三 当該減額異動後にあつては、次に掲げる頭数のうちいずれか多い頭数

イ 減額異動前の引受頭数から、当該減額異動に係る家畜の頭数を差し引いて得た頭数

ロ 当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数

5 第二項及び第三項の「引受価額」とは、次に掲げる金額をいう。

一 共済掛金期間の開始の時にあつては、その時において現に飼養する家畜の価額の合計金額（その合計金額が当該家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

二 増額異動後にあつては、当該増額異動前の引受価額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を加えて得た金額

イ 当該増額異動に係る家畜の価額の合計金額

ロ 当該増額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額から、当該増額異動までの間における最も高い引受価額を差し引いて得た金額（その金額が零を下回る場合にあつては、零）

ハ 当該増額異動後の引受頭数に五十万円を乗じて得た金額から、当該増額異動前の引受価額を差し引いて得た金額（その金額が零を下回る場合にあつては、零）

三 減額異動後にあつては、次に掲げる金額

イ 当該減額異動後の引受頭数が前項第三号イに掲げる頭数である場合にあつては、当該減額異動前の引受価額から、当該減額異動に係る家畜の価額の合計金額を差し引いて得た金額

ロ 当該減額異動後の引受頭数が前項第三号ロに掲げる頭数である場合にあつては、当該減額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額（その合計金額が、当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。